

旧建築協定運営委員会細則(～2016.4.2)

ふじ会地区建築協定運営委員会細則

(目的)

第 1 条 この細則は、ふじ会地区建築協定(以下「協定」という)第 14 条に基づき協定に定めるもののほか、ふじ会地区建築協定運営委員会(以下「委員会」という)に関し、必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

(土地所有者等の届出)

第 2 条 協定第 7 条を順守するため建築物(付属建築物を含む)の設置、増築、改築を行う場合は委員長へ第 2 号様式により届け出なければならない。

2 建築物には物置、簡易ガレージ、ポール、屋根付き門扉等を除外する。

3 届出は事前に行わなければならない。

(土地所有者等の変更の届出)

第 3 条 協定第 9 条の規定による土地の所有者等の変更の届出は第 1 号様式により行うものとする。

(委員会の招集)

第 4 条 委員会の招集は、必要に応じ委員長が行う。

(委員会の業務)

第 5 条 委員会は協定の運営に関する次の事項を処理する。

(1)協定第 10 条から第 13 条に係る事項。

(2)その他協定の運営に関すること。

(議決)

第 6 条 委員会の議決は役員を含め委員の 3 分の 2 以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

3 議決に至る過程においては、充分に審議をつくす。

(議事録の作成および保管)

第 7 条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議題・議事の経緯の要領およびその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管する。

4 審議内容における職務上の秘密はこれを厳守しなければならない。

(経費)

第 8 条 委員会にかかる諸経費は、協定第 4 条の土地の所有者等全員の負担とする。

(委任)

第 9 条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他必要な事項は委員会の承認を得て委員長が定める。

付則

(施行期日)

第 10 条 この細則は平成 年 月 日より実施する。